



山形県公報

平成30年11月16日(金)
第2996号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …1089
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …1090
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) …同

## 告 示

### 山形県告示第815号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年11月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|----------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市朝陽町4番10号     | 多機能型事業所やまびこ<br>鶴岡市新海町8番33号 | 自立訓練(生活訓練)  | 平成30.10.31 |

### 山形県告示第816号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年11月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成30年11月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|--------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から<br>同 3552番13まで | 旧    | 14.0メートル<br>} 10.3 | メートル<br>43 |
| 同 上                                  | 新    | 18.0メートル<br>} 10.3 | 同 上        |

山形県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年11月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成30年11月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番8から  
同 3552番13まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月16日

山形県告示第818号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月16日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |         |               |     |   |
|-------|---------|---------------|-----|---|
| 別表第5中 | " 大山支店  | " 大山二丁目18番34号 | " " | を |
|       | " 美原町支店 | " 美原町13番37号   | " " |   |

|        |               |     |    |
|--------|---------------|-----|----|
| " 大山支店 | " 大山二丁目18番34号 | " " | に、 |
|--------|---------------|-----|----|

|                   |             |     |   |
|-------------------|-------------|-----|---|
| " 鶴岡駅前支店          | "           | " " | を |
| " 美原町支店<br>鶴岡西出張所 | " 美原町13番37号 | " " |   |

|                   |   |     |       |
|-------------------|---|-----|-------|
| " 美原町支店           | " | " " | に改める。 |
| " 鶴岡駅前支店          | " | " " |       |
| " 美原町支店<br>鶴岡西出張所 | " | " " |       |

附 則

この規程は、平成30年11月19日から施行する。